

北海学園大学人文学部規則

(目的)

第1条 この規則は、北海学園大学学則(以下「学則」という)第3条第2項により、人文学部(以下、「本学部」という)の学生に関する事項を定める。

2 本学部学生の教育課程等に関する必要な事項は、学則の定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学科及び教育研究上の目的)

第2条 本学部には、学則第3条により、次の部・学科を置く。

1部 日本文化学科 2部 日本文化学科

1部 英米文化学科 2部 英米文化学科

2 本学部は、近代ヨーロッパに起源を持つ人文主義を批判的に継承することで人間としてのあるべき姿を追求し、人間と自然、自己と他者が共生できる世界を目指す「新人文主義」の理念の下、「文化を学ぶ、世界と繋がる」をモットーに、地域に根ざしつつグローバルな視野をもって、人間と人為の所産である文化を探究することを教育研究上の目的とする。

3 日本文化学科は、教養を基礎として、主に日本語と日本文化に関する専門知識に裏づけられた洞察力・表現力・創造力を身につけ、多様性に開かれた社会を築くため、主体的に活動できる人間の育成を目指す。

4 英米文化学科は、教養を基礎として、主に英語と欧米文化に関する専門知識に裏づけられた洞察力・表現力・創造力を身につけ、多様性に開かれた社会を築くため、主体的に活動できる人間の育成を目指す。

(進級)

第3条 本学部3年次進級には、2年終了時において一般教育科目及び専門教育科目にわたり履修し、1部学生は52単位以上、2部学生は48単位以上を修得していかなければならない。

(転学部・転部・転学科)

第4条 本学部学生で他学部への転学部を希望する者あるいは他学部生で本学部への転学部を希望する者については、学則第13条により、教授会の議を経て、これを許可することができる。その手続きについては別に定める。

2 本学部の学生で1部2部間の転部並びに学科間の転学科を希望する者については、教授会が選考のうえ、許可することができる。

(編入学・転入学)

第4条の2 学則第12条及び第13条の規定により本学部に編入学又は転入学を志願する者の入学年次は、第3年次とする。

2 学則第12条第3項及び第13条第3項の規定により認定する単位については、別に定める。

3 学則第12条第4項の規定により算入する在学年数は2年とし、入学後の在学期間は、6年を超えることができない。

(授業科目)

第5条 本学部の日本文化学科及び英米文化学科の授業科目、その必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目の区別、単位数及びその年次配当は、1部学生については学則別表7、2部学生については学則別表8をもって定める。

ただし、履修登録する年度において開講されない授業科目については、この限りではない。

2 日本語教員養成課程を履修する学生については、同課程履修規程による。

3 学則別表7及び学則別表8に定める授業科目については、別の定めにより、上級年次に配当された授業科目を履修することができる。

(単位の計算)

第6条 外国語科目のうち学則第20条第2号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とするものは別に定める。

(2) 演習科目のうち学則第20条第3号ただし書の規定により、15時間の授業をもって1単位とするものは別に定める。

(3) 実習科目のうち学則第20条第4号ただし書の規定により、30時間の授業をもって1単位とするものは別に定める。

(履修手続き)

第7条 学生は、履修する授業科目を本学部の指定する期間内に所定の様式によって願い出て、学部長の許可を受けなければならない。

2 授業科目の履修制限、履修登録手続及びその他の履修に関する事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第8条 学則第26条第1項及び第2項に規定する単位等の認定の基準は別に定める。

(外国人留学生)

第9条 学則第11条第2項による外国人留学生として入学した者は、学則別表7に定める特定の授業科目について代替科目を履修することができる。

(海外帰国生徒学生)

第10条 学則第11条第2項による海外帰国生徒学生として入学した者は、学則別表7に定める特定の授業科目について代替科目を履修することができる。

(単位の修得)

第11条 単位を修得するためには、履修した授業科目の試験等に合格しなければならない。

(卒業研究)

第12条 卒業研究の単位修得の認定は、指導教員による卒業研究の成果の評価に基づき、教授会の議を経て行う。

(試験)

第13条 試験は、原則として、その授業科目の授業の終了した学期末に行う。

2 あらかじめ定められた試験の期日に受験できなかった者で、所定の手続きを経て学部長の許可を受けた者については、特定の授業科目につき、教授会の議を経て、別の期日に試験を行う。

3 前2項のほか、やむをえない事情があるときは、教授会の議を経て、臨時に試験を行うことができる。

4 試験の実施については、この他に定めることがある。

(成績の評価)

第14条 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格とする。

ただし、この成績評価になじまない一部の科目は、合、否とする。

(卒業・学位)

第15条 本学部を卒業し、学士（文学）の学位を得るために、学則別表に定める授業科目中、必修科目・選択科目の所定単位を次の通り修得しなくてはならない。

(1) 1部日本文化学科の学生は、一般教育科目の基盤科目の言語の科目及び専門教育科目の英語科目の中から4単位以上、専門教育科目88単位以上（必修条件を含む）修得したうえで、一般教育科目、専門教育科目合計132単位以上修得

(2) 1部英米文化学科の学生は、専門教育科目88単位以上（必修条件を含む）修得したうえで、一般教育科目、専門教育科目合計132単位以上修得

(3) 2部日本文化学科の学生は、一般教育科目の基盤科目の言語の科目及び専門教育科目の英語科目の中から4単位以上、専門教育科目88単位以上（必修条件を含む）修得したうえで、一般教育科目、専門教育科目合計124単位以上修得

(4) 2部英米文化学科の学生は、専門教育科目88単位以上（必修条件を含む）修得したうえで、一般教育科目、専門教育科目合計124単位以上修得

(科目等履修生)

第16条 本学部の授業科目のうち、1科目又は数科目の履修を科目等履修生として願い出る者については、学則第40条の趣旨により、教授会の選考のうえ、これを許可することができる。

2 本学部の科目等履修生が、1年間に履修できる単位数は28単位以内とする。

(研究生)

第17条 本学部において特定事項につき研究しようとする者があるときは、支障のない限り教授会の選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生の取り扱いについては、別に定める規程による。

(他大学等の授業科目の履修)

第18条 学則第24条の規定により他の大学等で履修した単位、又は学則第15条の規定により外国の大学に留学して履修した単位の認定、及び在学期間の算入、若しくは本規則第15条に規定する卒業要件に算入する単位の認定等は別に定める基準に基づき、教授会の議を経てこれを認定する。

2 本学部2部学生が、特別聴講学生として他大学の授業科目を履修する場合の取り扱いについては、別に定める規程による。

(他学部の授業科目の履修)

第19条 本学部の学生が、学則第19条の規定により他学部の授業科目を履修する場合、本学部及び履修を希望する当該学部の学部長の許可を受けなければならない。

ただし、単位の認定を受けることはできるが、卒業に必要な単位には算入されない。

2 他学部の学生が、学則第19条の規定により本学部の授業科目を履修する場合、本学部及び所属する学部の学部長の許可を受けなければならない。

(学籍異動)

第20条 学生の学籍異動に関する事項については、学則及びこの規則の定めるところによるほか、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

2 ただし、第5条(授業科目)及び第15条(卒業・学位)は、平成9年度以前の入学者については従前の規則による。

3 ただし、第3条(進級)、第5条の6(他学科履修)、第9条(外国人留学生)及び第10条(海外帰国生徒学生)は、平成9年度以前の入学者については適用しない。

4 ただし、平成9年度以前の入学者の学部3年次に移行できるものは、従前の学則第2条第2項に基づく教養部規則第5条第3項各号の所定単位を修得した者でなければならない。

附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第5条第7項は、平成10年度以降入学者から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 ただし、第15条(卒業・学位)は、平成14年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 ただし、第3条(進級)、第15条(卒業・学位)は、平成16年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 ただし、平成22年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 ただし、平成23年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- ただし、平成25年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- ただし、第15条第1項の各号は、平成25年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- ただし、本規則第5条第1項に規定する平成28年4月1日施行の学則別表7のロ 専門教育科目及び8のロ 専門教育科目については、平成26年度入学生から適用する。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- ただし、平成28年度以前の入学者については従前の規則による。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- ただし、平成29年度以前の入学者については従前の規則による。
- ただし、本規則第5条第1項に規定する平成30年4月1日施行の学則別表7のロ 専門教育科目及び8のロ 専門教育科目のうち、「地理情報システム論」、「英米文化特別演習I」及び「伝統文化特別実習」並びに「Special Skills I」、「Special Skills II」及び「ボランティアシップ」の年次配当については平成26年度から平成29年度入学生に適用する。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- ただし、本規則第5条第1項に規定する平成31年4月1日施行の学則別表7のロ 専門教育科目及び8のロ 専門教育科目のうち、「英米文化特別演習III」及び「文化遺産特別演習」については平成26年度入学生から適用する。
- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- ただし、本規則第5条第1項に規定する令和3年4月1日施行の学則別表7及び8のイ一般教育科目のうち、「共同学位協定校修得科目（一般）」及びロ 専門教育科目のうち、「共同学位協定校修得科目（専門）」については、令和2年度入学生から適用する。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- ただし、本規則第5条第1項に規定する令和5年4月1日施行の学則別表7のロ 専門教育科目及び8のロ 専門教育科目のうち、「応用地理情報システム論」については令和2年度入学生から適用する。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。